（指定の期間）

第五条　第三条第五項の指定の期間は、当該指定を行った日から当該指定に係る送電設備等の使用を開始した日までとする。

（指定の解除）

第六条　経済産業大臣は、第三条第五項の指定に係る送電設備等が同項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該指定を解除することができる。

2　資源エネルギー庁長官は、前項の指定の解除を行うに当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、当該指定の解除を行う前に、第三条第五項の指定に係る送電設備等を設置しようとする地域をその区域に含む都道府県の知事に対して、当該指定の解除を行おうとする送電設備等に係る意見の照会を行うものとする。

3　資源エネルギー庁長官は、第一項の指定の解除を行うに当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、当該指定の解除を行う前に、関係省庁における協議連絡の場において、当該指定の解除を行おうとする送電設備等について審議を行うものとする。

4　経済産業大臣は、第一項の指定の解除を行ったときは、その旨を指定事業者に通知し、公表するものとする。

5　第三条第七項の規定は、前項の公表に準用する。

附　則

この告示は、平成二十五年九月二十六日から施行する。

経済産業省
○国土交通省告示第百四十四号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年八月二日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年九月二十六日

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1125	ワイビーエム　EC　O－7V－K	D1703－EDM	株式会社ワイビーエム	佐賀県唐津市原1534番地

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

経済産業省
○国土交通省告示第百四十五号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年八月五日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年九月二十六日

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1126	松元機工　MCH－15WE3	V3307－DI－T－KDN	松元機工株式会社	鹿児島県南九州市頴娃町牧之内9325番地

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

経済産業省
○国土交通省告示第百四十六号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年八月九日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年九月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1127	三陽機器　GF180	D1703－EDM	三陽機器株式会社	岡山県浅口郡里庄町新庄3858

経済産業省
○国土交通省告示第百四十七号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年八月十六日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年九月二十六日

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1128	ポプキャット　T650	V3307－DI－T－KDN	株式会社ポプキャット	神奈川県横浜市港北区師岡町636番地
NV－1129	ポプキャット　T110	V2403－DI－EDM	〃	〃

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

経済産業省
○国土交通省告示第百四十八号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年九月十一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年九月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－61	コネクレーンズ　SMV　16－1200B	コネクレーンズ株式会社	東京都品川区大崎1丁目6番4号

○国土交通省告示第八百九十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十六日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　九州縦貫自動車道鹿児島線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
鹿児島市田上八丁目一六四三番五から同市西陵三丁目三九八四番まで	前	最大 一五〇 最小 三五	八二
	後	最大 一六九 最小 三五	